

一宮市完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 本要領は、”地域の守り手“である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の完全週休2日制、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 工事完了日 完了届提出日をいう。
- (3) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日までをいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除くものとする。なお、やむを得ず非対象期間を設定する場合は、必要最小限とするものとし、非対象期間においても、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるように努めるものとする。
 - イ 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
 - ロ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
 - ハ 夏季休暇（3日間）
 - ニ 年末年始休暇（6日間）
 - ホ 工場製作のみの期間
 - へ 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合の、施工開始日を含む週
 - ト 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合の、施工完了日を含む週
 - チ 工事全体を一時中止している期間
 - リ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責めによらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）
- (4) 完全週休2日取得率 対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合をいう。
- (5) 休日取得率 対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合をいう。

(対象工事)

第3条 本要領の対象工事は、一宮市建設部、まちづくり部及び上下水道部の発注工事で、令和5年4月1日以降に契約する全ての工事とする（工事の積算基

準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は、除くものとする。

- (1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
- (6) 第8条の規定に基づく経費補正を行う前の当初設計金額が1,000万円未満の工事

(形式等)

第4条 発注者指定型の週休2日制の工事における形式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完全週休2日制工事 対象期間において休工対象日に休工を実施する工事をいう。
 - (2) 週休2日制工事 対象期間の全日数の28.5% (2/7) 以上の日数の休工を実施するものをいう。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認めるものとする。
- 2 完全週休2日制工事における休工対象日は、原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工とした場合は、休工と認めるものとする。
- 3 週休2日制工事における休工日については、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月単位で4週8休以上を達成するものとする。また、毎月第2週・第4週については土曜日を休工とするよう努めるものとする。

(取組内容)

第5条 完全週休2日制工事及び週休2日制工事(以下「週休2日制工事等」という。)における取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の施工条件において、次の事項を明示すること。
 - イ 本要領の対象工事であるか否
 - ロ 対象工事において、第2条第3号に規定する非対象期間を設定する場合は、非対象期間の内容
 - ハ 対象外工事の場合は、対象外工事とした理由
- (2) 対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記すること。
- (3) 発注者は、対象工事の当初設計において、4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行うとともに、変更設計時に休工状況の適用区分に応じて補正率を変更すること。
- (4) 対象工事の受注者は、契約締結後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事

のいずれかを選択し、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うこと。

- (5) 対象工事の受注者は、第7条による取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに申し出ること。
 - (6) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施状況（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認すること。
 - (7) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、受注者は、これに協力すること。
 - (8) 対象工事の受注者は、4週6休以上達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告すること。（受注者の責めによらず達成できなかった場合はこの限りではない。）
- 2 対象工事の受注者は、施工開始後に形式の変更はできないものとする。

（工事成績評定）

第6条 完全週休2日制工事における工事成績評定については、次に掲げる事項に基づき評価するものとする。

- (1) 完全週休2日取得率が70%以上かつ休日取得率が28.5%（2/7）以上の場合は、別紙1のとおり評価すること。
 - (2) 完全週休2日取得率の算出にあたっては、次に掲げる事項に基づくこと（参考1参照）。
 - イ 日曜日から土曜日までを1週間として算出すること。
 - ロ 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出すること。
 - ハ 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり0.5週間分の休工週として加算すること。
- 2 週休2日制工事における工事成績評定については、次に掲げる事項に基づき評価するものとする。
- (1) 休日取得率が28.5%（2/7）以上かつ対象期間開始から4週毎に8休を達成している場合は、別紙1のとおり評価すること。
 - (2) 休日取得率の算出にあたっては、次に掲げる事項に基づくこと（参考2参照）。
 - イ 施工開始日が月曜日の場合は、前日の日曜日を第1日目とすること。
 - ロ 施工完了日が金曜日の場合は、翌日の土曜日を最終日とすること。

（取組証の発行）

第7条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、対象工事の受注者が希望する場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに、当該受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。ただし、

最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合であっても取組証は発行しないものとする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 対象工事の休日取得率に応じた休工状況の適用区分は、次のとおりとする。

休日取得率	休工状況の適用区分
28.5%以上の場合	4週8休以上
25%以上 28.5%未満の場合	4週7休以上 4週8休未満
21.4%以上 25%未満の場合	4週6休以上 4週7休未満
21.4%未満の場合	4週6休未満

2 対象工事における経費には、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量、調査、設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

休工状況の適用区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

3 市場単価の補正対象及び補正係数は、別紙2によるものとする。

(対象工事への変更)

第9条 第3条第1号、第5号及び第6号に該当する工事の場合で、本要領の対象外とした工事に限り、当該工事の契約締結後、受注者が対象工事に変更することを希望するときは、発注者及び受注者にて変更協議を行い、対象工事とすることができる。ただし、対象工事とすることによる工期延期は、行わないものとする。

2 第3条第1号に該当する工事が、前項の規定に基づき対象工事となった場合は、「建築工事における一宮市週休2日制工事施工要領」に従うものとする。

(対象工事の明示)

第10条 対象工事の受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制工事等であることを、施工開始から施工完了までの期間明示するものとする（参考3参照）。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する

(一宮市週休2日制工事実施要領の廃止)

2 一宮市週休2日制工事実施要領は、廃止する。

(参考1) 完全週休2日制工事

(□：工事実施日)

							完全週休2日取得率			休日取得率		
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工週間数	備考	日数	休工日数	備考
準備期間		□	施工開始日 □	休日 ^{※1} 休工	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	1	1	地元条件による同一週の振替休工は認める。	7	2	
□	□	□	□	□	□	休工	0.5	0.5	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	夏季休暇（3日間）			0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。	7	1	
休工	□	振替休工	□	休日 ^{※1} 休工	□	休工	1	1		7	4	
休工	□	□	□	□	□	雨天休工	1	0	雨天による振替休工は休工と認めない。	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	1	0	土曜日に工事を実施（振替休工なし）したためカウントしない。	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	1	1		7	2	
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休日 ^{※1} 休工							—	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)	—	—	上記の休工日数に含む。
取得率							7	5	完全週休2日取得率=71.4%※2 (5週間/7週間)	47	15	休日取得率=31.9%※2 (15日/47日)
工事成績評定							完全週休2日取得率=71.4% > 70% かつ 休日取得率=31.9% > 28.5% ⇒評価対象					
経費の補正							休日取得率=31.9% > 28.5% ⇒4週8休以上として補正対象					

※1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

(参考2) 週休2日制工事

(□：工事実施日)

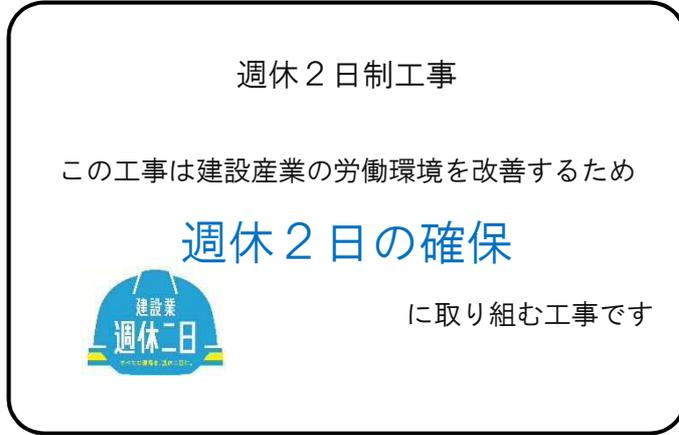
							休日取得率			
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考	
準備期間		施工開始日 □	休日※ ¹ 休工	□	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2		
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。	
休工	□	休日※ ¹ 休工	□	夏季休暇（3日間）		□	4	2	夏季休暇は非対象期間とする。	
□	□	□	□	□	□	休工	7	1		
休工	□	振替休工	□	休日※ ¹ 休工	□	休工	7	4		
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。	
休工	□	□	□	□	□	□	7	1		
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		
□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	
取得率							47	15	休日取得率 = 31.9%※2 (15日/47日)	
工事成績評定							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 評価対象			
経費の補正							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 4週8休以上として補正対象			

※1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

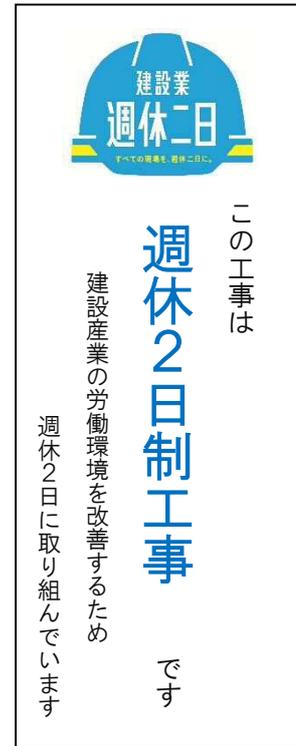
※2 少数第2位切り捨て

(参考3) 明示の例

(記載内容の例)



- *イラストなどを用い、わかりやすい内容とすること。
- *本イラストは一般社団法人日本建設業連合会のロゴであるため、使用の際には規定に則った利用とすること。



(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

該当する週休2日制
の形式を選択してく
ださい。

工 事 名		
最終契約金額 ※ 1	金	円
本工事の業種 ※ 2		
週休2日制の形式	<input type="radio"/>	完全週休2日制工事
	<input type="radio"/>	週休2日制工事

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業 (PC工事除く)」と記載
(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

〇〇部〇〇課長

別紙1（第6条関係）

工事評定方法

1 工事評定

第6条に規定する条件を満たした場合、下表の通り評価する。

表1 工事成績評定の方法

項目			完全週休 2日制	週休 2日制	不履行
1. 施工体制	I. 施工体制一般	7	評価する	評価する	評価せず
	II. 配置技術者	7	評価する	評価する	評価せず
		8	評価する	評価する	評価せず
		9	評価する	評価する	評価せず
2. 施工状況	I. 施工管理	1	評価する	評価する	評価せず
	II. 工程管理	1	評価する	評価する	評価せず
		2	評価する	評価する	評価せず
		7	評価する	評価する	評価せず
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	7	加点する	加点せず	加点せず

週休 2 日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （クォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02